	令和元年第42回選挙管理委員会定例会会議録
88 /W n-t-	午前10時00分から
開催日時	令和元年12月2日(月) 午前10時45分まで
出席者	委 員 織田委員長、伊田職務代理、與川委員、西村委員
	選挙管理委員会室 傍聴人 なし
 委員長	これから令和元年第42回定例会を開会いたします。
	議案第51号 選挙人名簿の定時登録について
局 長	(別紙のとおり、選挙人名簿の定時登録について説明し、決定を受け
	た。)
局長	本年9月の定時登録と比べて、60名ほど名簿登録者数が減っていま
	す。
	議案第52号 在外選挙人名簿の登録について
局 長	(別紙のとおり、在外選挙人名簿の登録について説明し、決定を受け
	た。)
局 長	本年10月の登録者数と比べて、9名の減少となっています。
與川委員	最終住所地による登録者数である1,248名と、本籍地による登録者
	数である264名では、どのような違いがありますか。
局 長	まず、公職選挙法の在外選挙人名簿登録の制定時に海外在住の邦人に
	ついては、一定の期日を定めて本籍地における登録していましたが、制
	定後に海外に転出した人については、最終住所地において登録すること
	になりました。
與川委員	本籍地による登録者数は、今後は減っていくのみとなりますか。
局 長	例えば、国外で出生した人については最終住所地ということにはなら 
	いので、本籍地での登録を行います。この場合は、本籍地による登録者
	数が増加することになります。
	報告事項42-1 選挙人名簿抄本 閲覧状況について
局 長	(別紙のとおり、選挙人名簿抄本 閲覧状況について説明し、報告し
	た。)
西村委員	選挙運動用葉書の送付先対象者名簿を整理するために選挙人名簿を閲

~	覧したものがありますが、閲覧の回数が多く選挙人名簿の全体を閲覧し
局 長	全件を閲覧した訳ではありません。なお、閲覧する上での件数の上限
	を定めてはいませんので、例えば選挙運動用葉書の使用枚数以上に閲覧
	することは、一応可能ではあると考えられます。
西村委員	選挙運動用葉書の使用枚数以上の閲覧がされた場合は、なんらかの法
	例による規制が必要ではないかと考えます。
局 長	おそらく、他自治体からも同様の提案がされる可能性がありますので、
	今後は他区の状況なども聞いて、検討していきたいと思います。
與川委員	選挙人名簿の閲覧について、統一のルールが定められていますか。
局 長	閲覧する目的を適法に定めて申請された場合は、これを拒むことはで
	きないこととなります。
與川委員	適法であれば、閲覧する権利があると言えるのでしょう。
局 長	例えば、いわゆるDVに関する選挙人名簿の閲覧などは、行うことが
	できません。
西村委員	閲覧制度の利用に関して、不法な閲覧を防ぐ手立てはありますか。
局 長	閲覧申請に対しては、厳格な対処を行っています。
	報告事項42-2 ポスターコンクール表彰式について
局 長	(別紙のとおり、ポスターコンクール表彰式について説明し、報告し
	た。)
局 長	12月3日の午後4時から、第4会議室においてポスターコンクール
	表彰式を開催します。各賞受賞者や入選された方々が出席されます。
委員長	出席される方々は、どのくらいになりますか。
主 査	受賞者の全体の8割ほどの方々が、出席される予定です。
與川委員	コンクールに参加する学校が、もう少し増えて欲しいと思います。
伊田委員	コンクールに協力する学校と、そうでない学校とのバランスが良くな
	ることを期待しています。
委員長	事務局で作成している表彰状は、作品の写真入りで良い形であると思

	ます。何年前ぐらいから、その形を取っていますか。
局 長	数年前から現在の形で表彰状を、お渡ししています。
	その他・日程等について
局 長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。